千葉 Crime Victim Support

千葉CVSニューズレター

千葉県公安委員会指定　犯罪被害者等早期援助団体
公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター　2018年3月　第27号

平成29年度 犯罪被害者週間「千葉県民のつどい」を開催

犯罪被害者週間（毎年11月25日から12月1日）にあわせ、平成29年12月3日（日）、千葉県教育会館大ホールにおいて、「千葉県民のつどい」を開催しました。

犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉または生活の平穏への配慮の重要性等について、国民の理解を深めることを目的として、平成21年から毎年開催しており、今回も多くの方に参加していただきました。

千葉県環境生活部くらし安全推進課
山下課長挨拶

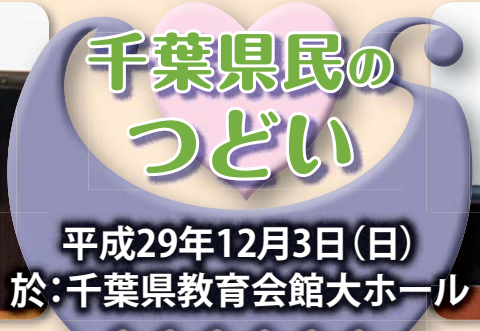

千葉犯罪被害者支援センター
大槇理事長挨拶

第1部　講　演

第1部は、平成7年10月、横浜市において発生した女子大生殺人事件の被害者のお母様である山内久子様に「ある日突然最愛の娘を奪われて」～犯罪がその後にもたらすもの～と題して講演をしていただきました。

事件発生当初から変わることのない無念さ、喪失感などについてお話しされ、怒りの対象が加害者に対してだけではないことや、遺族として傷付いた言葉、救われた言葉など、私たちが日常生活で被害者と接する際に注意すべき点などについてお話しいただきました。

第2部　意見発表

第2部は、「命の大切さを学ぶ教室」を受講し、同教室作文コンクールに応募して、警察庁長官官房給与厚生課犯罪被害者支援室長賞を受賞した高校生3人が意見発表をしました。

3人とも若者らしい初々しさと、はつらつとした態度で、つどいの参加者から大好評でした。発表終了後のインタビューも堂々としていて、アンケートでも「素晴らしかった」「清々しい気持ちになった」など賞賛の声が寄せられました。

第3部　被害者支援音楽会

第3部は、八千代少年少女合唱団による音楽会でした。長岡利香子先生指揮の下、統率のとれた行動と素晴らしい歌声で聴衆を魅了しました。

美しい歌声に、感動のあまり涙される参加者もおられました。素晴らしい合唱をありがとうございました。

目　次

講演……p2～4
意見発表……p5・6
「千葉県民のつどい」参加者の声……p7
命（いのち）のメッセージ展……p7
「犯罪被害者支援功労団体表彰」を受賞…p7
国家公安委員会委員の視察……p8
活動を支えてくれた皆様……p9
お願い・編集後記……p10

第1部 講　演

「ある日突然最愛の娘を奪われて」
～犯罪がその後にもたらすもの～ （抜粋）

あおもり被害者支援センター理事
秋田看護福祉大学教授　　山内　久子 氏

事件について

1995年という年は、阪神淡路大震災、地下鉄サリン事件など大きな事件や災害があった年でした。娘はこの年の10月に横浜の自分の部屋で、朝から待ち伏せをしていた同じ大学の男子学生に刃物で殺害されました。彼女は大学3年、21歳の若さでした。

刺し傷は全身17箇所に及び、心臓、肺、腎臓など大切な臓器に達する深い傷を負い、直接の死因は頸動脈を刺されての失血死でした。

犯人は娘の同級生で、大学の休みや授業のない日が分かるので、娘のいない時間帯を狙って部屋に忍び込み、玄関の鍵を盗んで合い鍵を作り、何度も留守中に忍び込んでいました。

その他にストーカー行為や無言電話、脅迫状などで娘と私達家族をも脅しました。娘はどんなに怖かったかと思います。

被害に遭うということ

人の尊い命を他人が奪うということは、残された家族の人生まで奪う、ということを被害者の遺族という立場になって初めて知りました。それまでは、テレビなどで色々な事件が報道されるたびに「遺族の方は大変だろうな」、「悲しいだろうな」、「加害者を憎んでいるだろうな」というくらいのことは分かったつもりでいました。しかし、実際にその立場になると、様々なことが私達遺族を苦しめました。

怒りの対象

私達は遺族になって初めて怒りの対象が犯人だけではないということを知りました。それは世間であったり、運命や神様、自分自身を責めたり、報道機関や警察に対しても怒りを感じることがありました。

また、加害者の人権はしっかりと守られているということを裁判を通じて実感しました。裁判で加害者は自分の気持ちを伝える場が与えられます。それは法律で決められたことかもしれませんが、遺族の立場になりますと「娘にはそういう場は与えられない」、そのことを考えるととても不公平に感じます。

そして私が皆様にお伝えしたいのは、裁判で「あなたにとって不利になることは言わなくても良い」という裁判長の言葉です。私は裁判を傍聴してから「この言葉が本当に適切なのかどうか。何故不利になることは言わなくて良いのだろうか」ということをずっと思っています。

怒りの対象は「報道」や「世間」に対するものもありました。事件の後、新聞にも色々と取り上げられ、地方の新聞には、「女友達殺した」とか「無理心中」という活字が大きな見出しで載りました。そのため周りの人からは「友達関係だったんでしょ」などと言われたり、犯人が合い鍵を作っていたということもあり「そういう仲だったんでしょ。天国へお嫁にやったと思えばいいじゃない」などという言葉もかけられました。あの新聞の見出しがとてもインパクトがあったためではないかと思っています。

それから「警察」への怒りもありました。事件の連絡を受け直ぐに横浜へ向かいました。警察署に着いた

のは夜８時過ぎで、夫と私はテレビドラマで見るような、スチール製の机とパイプ椅子が置いてあるだけの取調室で、警察官から「娘さんは10月２日に自分の部屋で同じ大学の男子学生に殺されました」と聞かされました。その方が「娘さんは首を切られて最後は失血死でした」と言った時、笑って言ったように見えました。笑ったつもりはなかったかもしれませんが、後で夫も「確かに笑って見えた」と言っていました。殺人による娘の死は、まさに我が家にとって青天の霹靂で、まさか自分たちの大切な娘が殺されたと言う話しの時にそのような表情でしたので、22年経った今でもあの表情は許せない、ということを夫と時々話し合っています。

被害者遺族への関わり

家族を失ったことについて、特に事件や事故あるいは自殺等で亡くなった場合、その遺族は家族のことに触れてほしくないときがあります。私も事件後数年間は家族の中でしか犯人に対する恨みとか、辛さということを話し合うことはできませんでした。

事件から６年経って初めて「看護教育」という専門誌に当時の気持ちを投稿しました。後日、ある読者から手紙が届きました。今までお会いしたことはありませんが、以来16年間ずっと文通をしています。その方はお子さんを医療過誤で亡くされた方で、母としての辛い立場を共有し合っています。

事件の後、しばらく仕事以外は人前に出られませんでした。クラス会とかの誘いも殆ど欠席しましたが、ある時「もうそろそろいいかな」という気持ちになり、事件から10年ほどした時、中学校のクラス会に思い切って出席しました。皆で色々な話をして二次会に行った時に、ある友達から「あなたの娘さん、殺されたんだよね」と単刀直入に聞かれました。その言葉で、それまで少しずつ立ち直りかけていた心がグサリと刺されてしまい、その場で号泣してしまいました。周りにいた友達が「あなた、そんなこと言わないで」と制してくれましたが、「どうやったらこの気持ちを抑えることができるのだろう」と思いながら泣き続けてしまいました。

また、日常的な会話がとても辛い会話になることもあります。中でも家族の話はとても辛いものです。事件のあった時、次女は高校３年生で、事件の後一時は頑張って学校に通っていましたが、その後不登校になってしまいました。最近になって不登校になった理由が分かりました。それは、親しい友達とお弁当を食べている時、友達がお姉さんの話をしたそうです。その時次女は「自分にはもうお姉ちゃんがいなくなった。もうその話にはついて行けない」という気持ちになり、それが辛くて不登校になったということでした。事件の遺族にとって家族の話というのは辛い場合があるということを知っていただきたいと思います。

軽井沢「周和荘」

横浜の娘の部屋に遺品を整理に行った時、SHUWA-SO KARUIZAWA（周和荘　軽井沢）と書かれたカップを見つけ、包装して弘前の自宅へ持ち帰りました。自宅で包装を解いたところ取っ手がとれていました。取っ手をカップの中にしまい、保管していたところ、ある時「周和荘」という言葉が思い出されました。娘は大学生の時、サークルで夏はテニス、冬はスキーで軽井沢に行っていました。１年の時の手紙に「お母さん、テニスのサークルで、軽井沢の「周和荘」に行ってきます。電話番号を書いておきますが、急な場合以外は電話しないでください」とあり、娘がお世話になった宿のカップだと言うことが分かりましたので、急いで取り出し、取っ手を付けて今は大切に飾っています。

娘は軽井沢でテニスを楽しんでいたようです。高校時代もテニス部に所属していたので、テニスは楽しい時間だったと思います。私は娘が過ごした軽井沢に行って周和荘に泊まってみたいと思うようになりました。早速手紙に書いてあった周和荘の電話番号に電話したところ「軽井沢にはペンションが沢山ありますので、一般の方はそちらを利用してください」と断られましたが、「是非そちらに泊まりたいんです。何とか一泊だけでも泊めてもらえないでしょうか」とお願いして、一部屋開けてもらい泊めていただきました。

娘の遺品の写真の中に、周和荘の玄関や階段で友人と撮った写真があったのを覚えていました。玄関の脇にある階段でしたので、その階段を見た時、色々な思いがこみ上げてきて泣いてしまいました。周和荘の方

もちょっと変な人だと思ったに違いありません。それで私は初めて娘が大学時代にお世話になったことや、事件のことを話したところ、本当にびっくりされて、家へ帰った頃に長野県の巨峰とお香典が送られてきて、大変恐縮した思い出があります。

遺族として傷付いた言葉

遺族として傷付いた言葉として、「もう一人娘さんがいるから良かったね」とか「親より早く亡くなる子は親不孝だね」、あるいは「都会に娘を出すとこういう目に遭うんだよ」など色々な人から声をかけられました。私達としてはもう一人娘がいると言っても、長女は長女で色々な目標を持って人生を歩んでいたので、「もう一人娘がいるからいいのではないか」と言われた時は唖然としてしまいました。

遺族として傷ついた言葉

＊ もう一人、娘さんがいるから良かったね
＊ 天国にお嫁さんにやったと思うといいね
＊ 親より早く亡くなる子は親不孝だね
＊ どうして二人の仲を許してあげなかったの？
＊ いい娘を持つとこういうことになるんだよ
＊ 名前が良くなかったのでは・・・・
＊（母親に対して） 仕事を辞めるのかと思った
＊ 都会に若い娘を出すと怖い目にあうんだよ
＊ あんまり泣いていると成仏しないよ　等

そして「都会に若い娘を出すとこういうことになるんだ」という言葉も辛かったです。確かにそういうことも言えるかもしれませんが、都会に出ている人がすべて事件に遭う訳ではありません。

それからよく「あまり泣いていると成仏しない」という言葉を耳にしますが、私は泣くと言うことは決して悪いことではないと思います。泣くことで気持ちが晴れる、そして前向きになれることが沢山あります。そういうことが何回か繰り返されて、自分の中で少しずつ悲しみ、苦しみ、辛さ等がやわらいでいき、次第に娘が亡くなったことを受け入れられるのだと思います。そして、今は自分自身が亡くなったとき、娘とまた一緒に暮らせるんだというように気持ちが変わってきています。ですから泣くのは決して悪いことではないと言うことを申し上げたいと思います。

遺族を支えた言葉

遺族を支えた言葉もいくつかあります。それは裁判で明らかになったことですが、「被害者には全く落ち度がない」それから「加害者の自己中心的な犯行である」、裁判長のこの言葉は私達を落ち着かせてくれました。娘に落ち度はなく、犯人の一方的な犯行だったのです。

遺族としてうれしかったこと

・亡くなった娘の命日や誕生日を覚えてもらえていた時
・タイミング良く遺族の心のうちを聴いてもらえた時
・亡くなった人の思い出話をしてもらえた時
・遺族に対し、あたたかい気遣いを示してもらえた時

裁判の傍聴には一度だけ仕事で行けなかったことがありましたが、それ以外は横浜の地方裁判所に行って傍聴しました。これは犯人が法廷で述べた言葉ですが、娘は犯人に対して「私はあなたに何もしていないのに…」と言ったそうです。痛みと恐怖の中で息も途切れ途切れに言ったのではないかと思います。犯人が気付いたかどうかは分かりませんが、「何故私が殺されなければいけないのか」と犯人に突きつけた言葉ではないかと思い、よくそのような状況の中でそういう言葉を言ったなと思います。この言葉は犯人が法廷で言った言葉です。しかし、この言葉だけは娘の最後の言葉として信じたいと思っています。

また、亡くなった娘の誕生日や命日を覚えてもらえていた時、タイミングよく私達の気持ちを聞いてもらえた時、こういうときは遺族としてありがたいと思います。あれから22年という時間を過ごしましたが、気持ちは事件の直後と同じではありません。遺族の気持ちというものは少しずつですが変化しています。そして今は遺された家族の強い絆を感じています。

結び

今、私は高校生に「命の大切さを学ぶ教室」で遺族としての心情について話をさせていただいております。本当に被害者にも加害者にもなってほしくないということを伝えています。そして今日のように私の体験をお話しする機会を頂いたということはとても有り難いことだと思っております。本日は長い時間お話を聞いていただきありがとうございました。

第2部　意見発表

第２部は、「命の大切さを学ぶ教室」を受講して、警察庁主催の作文コンクールに応募し、警察庁長官官房給与厚生課犯罪被害者支援室長賞を受賞した高校生３名が意見発表しました。

発表内容（抜粋）

「つながる命」

千葉県立君津高等学校２年
沖崎　雄飛

「命の大切さを学ぶ教室」この講演を聴き、なぜ命が大切なのかを改めて考えさせられた。講演を聴いて気付いたのは、誰かが亡くなって最も辛く悲しい思いをするのは残された人達なのではないかということと、当たり前の生活がどれだけ幸せであるかと言うこと。これからは周りの人に感謝しながら生きていかなければならないと思った。「ありがとう」の一言を伝えることは、少し恥ずかしいけれど、小さなことから「ありがとう」を伝えていきたい。今を精一杯生き、後悔しないように生きるとともに、大切な人に感謝しながら強く生きていきたい。

「生きていけるということ」

千葉市立稲毛高等学校１年
片山　果恋

ニュースで誰かが亡くなったと聞いても、今まではどうせ人事だと思っていた。しかし、この一つのニュースにしてみても、一生心の傷として残る人がいるのだ。今回の講座ではそれを痛感させられた。「事故は一瞬で人の命を奪ってしまう」と言う言葉を聞いて私はハッとさせられた。毎日を共に過ごしていた人が今日から突然いなくなる…。あまりにも大きいショックは、他に例えようがないだろう。

事故が起こるのを防ぐには、何が大切なのだろうか。私は「自分は大丈夫だ」そう過信しないことだと思う。車の運転手、自転車に乗る人、歩行者…、一人一人が「事故を起こさない」という意識を持つべきである。

今日と同じように明日がやってくるということ、私達はそれを当たり前に思って生きているかもしれない。しかし、何時、どこで、誰が事故に巻き込まれるかは誰にも分からない。だからこそそれを他人事だと思わず、事故が起こらないよう努力したり、傷ついた人を支え合う姿勢が重要だと思う。そして毎日生きていけるということがどれだけ幸せなことか、改めて考える必要があるのではないか。苦しいことや辛いことがあっても、毎日に感謝する心を忘れずに生きていきたい。

「いのちの授業を受けて」

千葉市立稲毛高等学校１年
源馬　綾乃

私は臨床心理士であり、被害者遺族でもある方の「いのち」の話を聞いた。その中で強く印象に残った話を三つお伝えしたい。

一つ目は「悲しんで良い、泣いて良い」ということ。私は最初は「悲しんでいてもどうにもならないのではないか」という考えを持っていた。けれど、「悲しむ」のは立ち直るためには大事なことなのだと教えてもらい考えが変わった。悲しみだけでなく、怒りや自責も表に出すことで次に進めるのだそうだ。

二つ目は、「悲しんでいる人や大変な状況にある人のサポート」について。どのような言葉をかけるべきかをよく考えてから言った言葉でも、その人を傷付けてしまう可能性がある。その人の気持ちに寄添うには、側にいて沈黙の共有をしているだけで良いのだそうだ。相手のことを思いやり、安心させてあげられるような人になりたい。

三つ目は、「突然の別れには最後の言葉がない」という話。もしも今、自分の家族が事故で亡くなってしまったら、永遠に会えなくなってしまったら・・・と考えると、伝えられていない思いが沢山あって、後悔すると思う。日頃から、「ありがとう」や「ごめんなさい」という言葉を素直に伝えていきたい。

最後に、事件や事故は何時、誰が巻き込まれてしまうか分からない。突然命が失われてしまうかもしれない。だからこそ、日頃から加害者にも被害者にもならないように注意をして生活をする必要がある。もし巻き込んだり、巻き込まれてしまったときには、きっと悔いが残ると思う。後悔しないよう命を大切に生きていきたい。今まで亡くなった方の分の命まで考えて、いのちある自分のするべきことを探していきたい。

「千葉県民のつどい」参加者の声（アンケート結果）

○講演を聴いて

- 自分だったら辛い話しを人前で話すのはとても勇気がいるし、話せないだろうと思い、話している山内さんは本当に強い人だと感じました。貴重な話しをありがとうございました。
- ご家族の方の話を直接お聞きできる機会は中々なかったのでよい機会でした。私自身の恋人が同じ被害にあったら…と考えると、冷静でいられないと思いました。今後の価値観に影響を及ぼす講演を聴くことができてよかったです。
- 何も罪のない人が命を奪われてしまう現実に悔しさを感じます。今までは加害者だけに対して憎しみや怒りがあると思っていたが、報道や警察、世間などの心ない対応を知り、悲しみを感じた。ひとり一人が意識を改め、被害者を作らない国、また、制度を変えていく必要性を感じました。
- 犯罪被害者の気持ちを想像し、考えることはあっても、直接話を聞くことは中々ないことであった。自分が考えないようなことを多く知れたし、何気ない言葉で傷つけてしまうこともあることが分かった。自分が遺族と接触することになった時は、表情、言動に細心の注意を払いたい。
- とても辛かった、今でも辛いであろうお話をありがとうございました。多くの方が知ることのない犯罪被害に遭われた方、またご家族の思いなどを聞くことができて、心に残ること、色々な思いが自分の中に生まれました。今後もこうした講演を通してもっと多くの方々に伝えていただければと思います。とても分かりやすく、心に響く講演を聴くことができました。

○意見発表を聴いて

- 若い方の意見、コメントは大変勉強になりました。しっかりとした自分の意見は心に染み、共感する面が多くありました。ありがとうございました。
- 一人ひとりが命の重みを感じ、今までの生活が幸せだったと感じているのがうかがえました。
- ３人とも自分の意見や思いを分かりやすい言葉で話すことができていて感心しました。良い経験になっ

たと思います。未来に向けて頑張って欲しい。
- 意見発表に感動しました。多くの人に「命の大切さを学ぶ教室」に参加してほしいと思いました。
- 「今の幸せが明日も続く保証はない」ということにハッとしました。今日、家に帰ったら妻と子供に感謝の言葉を伝えます。ありがとうございました。

○音楽会を聴いて
- とても素晴らしい歌声をありがとうございました。一曲一曲とても気持ちが伝わってきました。
- 「命の大切さ」にあわせた選曲で、とても心に残りました。
- 心が洗われる思いでした。歌を聴いて初めて涙が出ました。
- 美しい歌声にとても癒やされました。救われた思いです。ありがとうございました。

「生命（いのち）のメッセージ展」

会場入り口のホワイエにおいて「生命（いのち）のメッセージ展」を開催し、犠牲者の方の等身大の人型パネル（＝メッセンジャー）12命が展示されました。

メッセンジャーには、生前の写真とメッセージ文が添えられ、足元に遺品の「靴」（足跡＝生きた証）が置かれました。無念にも命を喪い、生きたくても生きられなかった犠牲者から「未来につながる命」を守るためのメッセージが伝えられました。来場者は、一人ひとりのメッセンジャーに心を揺さぶられ、犯罪や交通事故のない社会の創造に思いを巡らせていました。

「犯罪被害者支援功労団体表彰」を受賞

平成29年10月6日、全国犯罪被害者支援フォーラム2017において、当センターが「犯罪被害者支援功労団体表彰」を受賞しました。

当センターは平成16年2月に設立して以来、14年目にしてこのような栄えある賞を受賞することができました。これもひとえにセンターの活動を支えてくださる皆様のご協力と、全国被害者支援ネットワークをはじめ、全国の被害者支援センターの皆様のご指導の賜物と、役職員一同深く感謝致しております。

今後とも、犯罪被害を受けた方やそのご遺族、ご家族の皆様が一日でも早く平穏な生活を取り戻せるよう、支援活動に努力してまいります。

皆様からより一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

国家公安委員会委員の視察

平成30年2月16日（金）、国家公安委員会の川本裕子委員が当センターに視察のため来所されました。

センターの髙橋副理事長、事務局長から概況説明の後、相談室を訪れて相談員にも声を掛けていただき、相談員として苦労話や研修の内容などを熱心に質問されました。また、国家公安委員会委員の立場で協力できることなどについても質問されました。

犯罪被害者支援員養成講座初級編を開催

平成29年9月26日（火）から11月7日（火）までの毎週火曜日に、7回に分けて犯罪被害者支援員養成講座初級編を開催しました。

入門編を修了した方の中から12名が受講し、法律・制度等支援活動に必要な知識を更に深めました。

昨年10月から「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」として業務を開始したこともあり、7日間の内1日は性犯罪・性暴力被害者支援に特化したカリキュラムで行いました。

その他、裁判所や検察庁の見学、模擬法廷を使っての模擬裁判など、充実した研修となりました。

※平成30年度の「犯罪被害者支援員養成講座」（入門編・初級編）についても、前年度と同時期に開催を予定しています。

詳しくは、4月以降に当センターのホームページに掲載予定です。

被害者支援に興味のある方、人のために何かをしたいと思っておられる方等は是非応募してください。

相談員の声

センターでは直接的支援の他に、電話相談も行っています。「被害に遭いました。」と話される電話口の方が落ち着いて相談できるように、その方に寄り添いながら事件の内容を伺って、どのような支援ができるかを考えています。

ある日、「息子が友達から暴行を受けました。全治3か月です。」とお母様が震える声で電話をかけてきました。事件の内容と現在の状況を伺って、まずはインテーク面接を行いました。面接の中でお母様は「暴行を振るうからには何かしらの原因があったと思います。その原因が分かれば息子も事件を受け止められると思うのです。」と話されました。

少年事件であったので、審判までの流れが早いこともあり、センターでは早急に弁護士を依頼して、打ち合わせ等の同行支援を行いました。

審判でお母様は意見陳述をし、被害に遭われた家族の思いを伝えました。家庭裁判所での処分の決定は、当初望んでいたものとは違う結果になってしまいましたが、「結果はどうあれ、子供のために親としてやるべきことはやりました。少年の犯した事件であっても、被害者としてできることがあるということを教えてもらいました。審判中は不安な時間だったので付添ってもらいとても助かりました。」と何度も御礼の言葉をいただきました。

一本の電話相談から、このような支援に繋がることも多くあります。またすぐに支援に繋がらなくても、傾聴することで不安な声であった方が落ち着かれて、明るい声になり相談を終えられることもあります。被害内容が同じようであっても、被害者の方のお気持ちや被害状況はそれぞれ異なります。これからもより良い支援ができるように、電話の向こう側にいる相談者のお気持ちを大切に受け止めていけたらと思っています。Y. S

キャンペーン

11月2日　船橋駅前

11月9日　千葉そごう

11月11日　県警音楽隊定期演奏会

11月15日　性暴力被害防止キャンペーン

《BNI千葉セントラルリージョンGOE》の参加

BNIとは、1985年にアイヴァン・マイズナー博士により創設された世界最大級のビジネス・リファーラル組織であり、経営者や事業者がお互いにリファーラル（紹介・推薦）し、質の高いビジネスに繋がる仕組みであり、その理念は「Givers Gain」（ギバーズ・ゲイン）～他の人の為に行動すれば、その恩恵は巡り巡って自分に返ってくる～

日　時：平成30年2月23日（金）午前7時30分～午前9時30分
場　所：千葉市中央区問屋町「カンデオホテル」
参加者：経営者や事業者等約200名が参加して、40ブースでピーアール活動を実施

当センターの活動に協賛していただき、日頃からご支援下さっておりますが、多数のチャプター（構成員）にリーフレット等を配付して犯罪被害者支援活動を知っていただき、更なるご支援ご協力を積極的に働きかけました。

感謝状の贈呈

当センターの犯罪被害者支援活動に、永年にわたり多大なる財政的なご協力を賜っております皆様に対して、理事長より感謝状を贈呈し感謝の意を表しました。

法人賛助会員　66者
自動販売機設置関係　31者
募金箱設置関係　3者

公益社団法人千葉犯罪被害者支援センターでは、犯罪被害者に対する支援の輪を広げ、被害者支援活動を充実するために皆様にご協力をお願いしております。(メールマガジン会員募集中)

賛助会費・寄付のご案内

賛助会員に加入して継続的なご協力をお願いしております。(加入口数は自由です。)

賛助会費
- **法人(団体)　1口　年2万円**
- **個人　1口　年2千円**
- **ご寄付　時期・金額を問いません**

「入会申込書」「寄付申込書」を事務局にお送りください。「申込書」はホームページからダウンロードできますし、事務局に連絡いただければお送りいたします。

「申込書」が事務局に届きましたら、専用の払込用紙をお送りいたしますので必要事項をご記入の上、ゆうちょ銀行・郵便局からお振り込みください。

なお、当センターのホームページ上のWeb決済システムによるクレジットカードでの決済もご利用いただけます。

ホンデリング事業　～本でひろがる支援の輪～

皆様から不要になった本を寄贈していただき、その売却代金をご寄付としていただき、支援活動に役立てるものです。不要になった書籍を段ボールや紙袋に詰めていただき、申込書(贈与承諾書)にご記入の上、本と一緒に入れてください。なお、申込書はホームページからダウンロードできますし、事務局に連絡いただければお送りいたします。取扱業者(株)バリューブックス(TEL 0120-826-295)に「ホンデリング申込み」の電話をしていただきますと、お近くのヤマト運輸が着払いの送付書を作成し、回収に指定場所に赴きます。

不要になった本や書き損じのハガキが、犯罪被害者支援活動に有効活用されます。

「募金箱」の設置

広く県民の方々から募金していただけるカウンターや窓口等に「犯罪被害者支援募金箱」の設置をお願いしています。

「清涼飲料水等自動販売機」による寄付

自動販売機に被害者支援の広報啓発ポスターなどを掲出して広報啓発活動をお願いするとともに、売上げの一部を寄付していただくものです。社会貢献の一環として協力してくださる施設や企業を募集しています。自動販売機を扱っている大手の会社様と協定を結んでおりますので、お手続き等は当センターでいたします。是非事務局にご連絡ください。

当センターは平成23年4月1日に公益社団法人に認可されましたので、会費や寄付金等は所得税法上の特定公益増進法人に対する寄付の優遇措置(所得税法第78条)及び地方税における寄附優遇措置の対象となります。

《編集後記》

先日、川本裕子国家公安委員による視察がありました。当センター初めてのことで、大変ありがたく光栄なことと思っています。川本先生は相談員に「どのようなことに配慮して支援活動に当たっていますか。何か困っていることはありますか。」などと質問されていました。また、最近県議会や市議会の議員の方々の視察もあり、県民の間に被害者支援への関心が高まっていることを感じます。被害者支援は特定の関係者だけが行えばいいというものではありません。社会全体で支えるべきもので、支援活動の充実には指導的立場にある方々のご助力が必要です。決して劇的な変化を期待しているものではありませんが、一歩でも前進する推進力になっていただければと願っています。　(池田)

千葉CVSニューズレター　第27号
(2018年3月発行)
発　行：公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター
発行者：大槇　靖史
印刷所：株式会社太陽堂印刷所
事務局：260-0013
千葉市中央区中央3-9-16
三井生命千葉中央ビル7階
TEL：043-225-5451
ホームページ：http://www.chibacvs.gr.jp

Supported by 日本財団 THE NIPPON FOUNDATION